

# 令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第5回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和3年8月17日(火) 16:34 ~ 16:56

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)  
高田 亜朱華  
富山 敦  
平井 佐和子  
平木 真朗(会長)  
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 4人(定数5人)  
河村 敏昭  
小陳 武志  
野中 篤志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人(定数5人)  
金子 亮輔  
小島 良俊  
境 正義  
中村 年孝  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 藤枝 労働局長  
上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長       ほか

### 4 主要議題

(1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(2) 福岡県特定最低賃金の改正決定について(諮問)

(3) その他

### 5 審議内容

会 長 　　ただ今から令和3年度第5回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。  
　　なお、本審議会は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

　　本日は、労働者代表委員の黒崎委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たされており、本会議は有効に成立しております。

　　本日の議事録の署名は

　　労働者代表委員 野中委員

　　使用者代表委員 境 委員

　　にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

野中委員

境 委員

(承諾)

会 長 　　それでは議事に入ります。

　　まず、議事(1)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」です。

　　この議事につきましては、7月27日の第3回福岡地方最低賃金審議会において、福岡労働局長から「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受け、本日午後から開催されました第2回運営小委員会において、関係労使からの意見聴取が行われ、それを踏まえた審議がなされております。

　　つきましては、運営小委員会での審議の結果について、運営小委員会、富山委員長からの報告をお願いします。

富山委員

　　それでは、会長あて報告書をお渡しします。

事務局

(報告書配付)

会 長

　　では、ただ今報告書をいただきましたので、事務局で読み上げてください。

賃金指導官

(報告書朗読)

会 長

　　はい、運営小委員会からの報告をただ今頂きましたが、委員長代理として私も出席をしておりましたので、ここでは私から、運営小委員会での審議経過について、先にご説明をいたします。

　　必要性の有無につきまして、先程ありましたように関係労使の代表から各5業種5名ずつの方からご意見を伺いました。

　　労働者側代表の発表の方からは、5業種揃って改正の必要性有りということをご

主張されておりました。

使用者側代表の発表の方からは、業種によって慎重に審議をする必要があるというご意見、あるいは改正決定の必要性が無いといったご意見でした。

これらのご意見を伺った後に、改正決定の必要性の有無について労使双方からのご意見を伺いました。

労働者側代表委員からは、今後において公正競争の条件確保、人材の確保、労働者の処遇改善が必要であることを鑑みて、特定最低賃金の引上げが必要であるとの見解を示され、また、産業ごとに固有の事情があるので、産業ごとに分かれて議論することが望ましいというご意見でありました。

これに対して、使用者側代表委員からは、コロナ禍の経済的なダメージが残っており、事業継続あるいは雇用確保を維持しないといけないということ、業績が回復している業種・企業もあるが、半導体不足や緊急事態宣言などの行動規制が先行き不透明感を醸し出していることから、このような事情により特定最低賃金の引上げには慎重であるべきことである。

ただし、議論自体は必要であるので、産業ごとの事情を踏まえた議論が望ましいというご意見でありました。

運営委員会の富山委員長からも、もし補足で説明が必要でしたら、よろしくお願ひします。

富山委員 特にありません。

会長 分かりました。  
ただ今の報告について、何かご異議はございますか。

各委員 (異議なし)

会長 では、異議がないようですので、これで答申します。  
事務局が答申文(案)を準備しますので、しばらくお待ちください。

(答申文(案)を会長に確認)

会長 それでは、事務局は答申文(案)を配付して、読み上げてください。

事務局 (答申文(案)配付)

賃金指導官 (答申文(案)朗読)

会長 ただ今、読み上げました内容で答申してよろしいでしょうか。



各 委 員 (異議なし)

会 長 それでは、答申いたします。

会 長 (答申文を局長に手交)

局 長 (答申文を受けた後、お礼のあいさつ)

会 長 次に、議事(2)の「福岡県特定最低賃金の改正決定について」(諮問)です。

局 長 それでは、福岡県特定最低賃金の改正決定について、諮問させていただきます。

局 長 (諮問文を会長に手交)

事 務 局 (諮問文(写)を各委員に配付)

事 務 局 ただ今、諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてください。

賃金指導官 (諮問文朗読)

会 長 では、ご審議いただく委員の方々にはご苦労をおかけいたしますが、よろしくお願いたします。

今後は、福岡県特定最低賃金につきましては、専門部会を設置し審議していただくこととなります。

ここで私から、福岡県特定最低賃金専門部会の審議につきまして、確認させていただきたいことが3点あります。

1点目ですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」と規定されています。当審議会におきましては、従来から「専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その議決をもって、審議会の議決とする。」という取り扱いをしておりました。また、専門部会で結論が出た場合、本来ならば本審において、会長から福岡労働局長に答申すべきですが、全会一致の場合には、専門部会長が、福岡労働局長に対して会長名により、答申を行う取り扱いをしておりました。

今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会において全会一致で結論が出た場合は、その議決をもって審議会の議決とし、その場合には、専門部会長が会長名によって、局長あて答申する、という取り扱いでご了解いただいでよろし

いでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、異議がございませんでしたので、専門部会において全会一致で結論が出た場合には、その議決をもって審議会の議決とし、専門部会長が会長名によって局長あて答申することといたします。

次に2点目ですが、最低賃金審議会令第6条第7項には「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。当審議会におきましては、従来から、本審の議決を踏まえ、「専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止する。」という取り扱いをしておりました。今年度の審議会におきましても、従来と同様に、専門部会が任務を終了した時には、専門部会を廃止する、という取り扱いでご了解をいただいでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、専門部会は任務が終了した時に廃止することといたします。

次に3点目ですが、最低賃金審議会の公開についてです。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条には、原則として会議を公開するとしていますが、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」と規定されています。

さて、この点につきましては、6月24日、第1回福岡地方最低賃金審議会において、審議会内での「金額審議」については「非公開」とすることが全体で確認されたところです。

したがって、こうした確認がなされてきたことを踏まえ、また、福岡地方最低賃金審議会の5業種における特定最低賃金専門部会の運営規程第6条第1項において、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開にすることができる」との規程がなされていることから、特定最低賃金の審議にかかわっても「具体的な金額審議」となる部分については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき非公開の扱いとしたい、そのように考えますが、このような考え方にご異議はございませんか。

(異議なし)

各 委 員

ありがとうございました。それでは、特定最低賃金の金額審議につきましては非公開といたします。

会 長 次に、議事（3）の「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金指導官 (委員の選出手続き、日程等を説明)

会 長 今の説明で、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 他に何かございますか。  
無ければ、これもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。  
お疲れ様でした。

署 名

公益代表委員



平木真朗

労働者代表委員

野中篤志

使用者代表委員

境 正義